

諮問日：令和6年6月24日（令和6年度（最情）諮問第17号）

答申日：令和7年3月5日（令和6年度（最情）答申第21号）

件名：特定期間に特定裁判所所属の労働審判員に対して行われた解任等の措置に関する文書の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「2023年1月～4月に福岡地裁所属の労働審判員に行われた解任、懲戒処分、指導上の措置、その他厳正な対処に関する文書全て。」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙1記載の各文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年2月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

別紙2記載の各不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）は、個人識別情報又は公にすることにより今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報とはいえない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所は、本件開示申出の内容について、「令和5年1月から同年4月までの間に、福岡地方裁判所所属の労働審判員に対し行われた、解任（解任事由の内容は問わない）、懲戒処分又は解任には至らない措置（口頭注意等）（以下「解任等の措置」という。）に関する文書全て（措置の結果が記載された

文書のみではなく、解任等の措置に至る過程で作成された文書を含む。) 」と整理して探索を行い、別紙1記載の各文書を対象文書として特定した。

2 原判断のうち、苦情申出人が不開示情報に当たらないと主張する不開示部分について、不開示の理由は以下のとおりである。

(1) 文書1のうち①受付日及び②件名の黒塗り部分について

文書1の①受付日の記載は、上記1の整理に照らし、解任等の措置という人事上の措置を検討し又は実施した時期が分かる情報に当たるところ、これが公にされると、これらに係る判断の経過や手続等が明らかになり、今後の人事管理に係る事務の適正な遂行や、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。したがって、①の記載は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号ニに定める不開示情報に相当する。また、文書1の②件名の黒塗り部分には、公にすることにより他の情報と照合することにより解任等の措置の対象となった労働審判員（以下「対象労働審判員」という。）を識別することができることとなる情報が記載されており、法5条1号に定める個人識別情報に相当する。また、対象労働審判員について解任等の措置を検討し又は実施した事実は公表されておらず、当該情報について、同号ただし書イに掲げる情報に相当するとは認められない。

(2) 文書2のうち③標題の黒塗り部分、④本文の黒塗り部分、⑤記1の任命年月日及び⑥記2の黒塗り部分について

文書2のうち、③から⑥までの部分には、対象労働審判員の個人情報であって、氏名等の特定の個人を識別することができることとなる部分と一体として法5条1号に定める個人識別情報に相当する情報が記載されている。また、同号ただし書イに掲げる情報に相当すると認められないことは、(1)に記載したとおりである。さらに、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いても、具体的な記載内容を踏まえると、個人の権利

利益が害されるおそれがないとはいえず、取扱要綱記第3の2に基づく部分開示も相当ではない。

(3) 文書3のうち⑦起案日、⑧受付日及び⑨決裁日について

文書3は、労働審判員の解任に関する供覧文書であるところ、⑦から⑨までの記載は、解任という人事上の措置を検討し又は実施した時期が分かる情報に当たるといえ、(1)の①と同様、法5条6号ニに定める不開示情報に相当する。

(4) 文書4の1枚目のうち⑩文書の作成日、⑪任命年月日、⑫名簿番号、⑬適用条項及び⑭添付書類の名称について

文書4の1枚目は、労働審判員の解任についての上申書（添付書類を除く。）であるところ、⑩の記載は、(1)の①と同様、法5条6号ニに定める不開示情報に相当する。

また、文書4の1枚目のうち⑪任命年月日、⑫名簿番号、⑬適用条項及び⑭添付書類の名称の各記載は、いずれも対象労働審判員の個人情報であって、氏名等の特定の個人を識別することとなる部分と一体として法5条1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書イに掲げる情報に相当するとも認められない。また、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いても、具体的な記載内容を踏まえると、個人の権利利益が害されるおそれがないとはいえず、部分開示も相当ではない。

(5) 文書4の2枚目のうち⑮文書の作成日及び⑯その他黒塗り部分全てについて

文書4の2枚目は、労働審判員の解任についての上申書の添付書類であるところ、⑮の記載は、(1)の①と同様、法5条6号ニに定める不開示情報に相当する。

また、文書4の2枚目のうち⑯その他黒塗り部分には、標題、関係職員の氏名、項目2の見出し及び本文、項目3の見出し及び適用条項並びに項目4

の検討部分及び適用条項が記載されているが、一体として法5条1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書イに掲げる情報に相当せず、部分開示も相当ではない。

(6) 文書5の1枚目のうち⑰起案日及び⑱決裁日について

文書5の1枚目は、労働審判員の解任についての決裁文書であるところ、⑰起案日及び⑱決裁日は、(1)の①と同様、法5条6号ニに定める不開示情報に相当する。

(7) 文書5の2枚目の黒塗り部分について

当該黒塗り部分には、⑲文書4の作成日、⑳適用条項及び㉑労働審判員の氏名が記載されているところ、⑲の記載は、(1)の①と同様、法5条6号ニに定める不開示情報に相当し、⑳及び㉑の記載は、一体として法5条1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書イに掲げる情報に相当せず、部分開示も相当ではない。

(8) 文書6の1枚目のうち㉒起案日、㉓決裁日及び㉔施行日について

文書6の1枚目は、処分説明書の送付に関する決裁文書であるところ、㉒から㉔までの記載は、(1)の①と同様、法5条6号ニに定める不開示情報に相当する。

(9) 文書6の2枚目のうち㉕「1 被処分者」の黒塗り部分及び㉖「2 処分の理由」の黒塗り部分全てについて

文書6の2枚目のうち㉕の黒塗り部分には、被処分者の所属及び氏名が、㉖の黒塗り部分には処分の理由及び適用条項がそれぞれ記載されているところ、いずれも一体として法5条1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書イに掲げる情報に相当せず、部分開示も相当ではない。

(10) 文書7の1枚目のうち㉗起案日、㉘決裁日及び㉙施行日について

文書7の1枚目は、労働審判員の解任通知に関する決裁文書であるところ、㉗から㉙までの記載は、(1)の①と同様、法5条6号ニに定める不開示情報

に相当する。

(11) 文書7の2枚目の黒塗り部分について

文書7の2枚目は、労働審判員の解任通知であり、当該黒塗り部分には、⑩文書の作成日、⑪文書4の作成日、⑫適用条項及び⑬対象労働審判員の氏名が記載されているところ、⑩及び⑪の記載は、(1)の①と同様、法5条6号ニに定める不開示情報に相当し、⑫及び⑬の記載は、一体として法5条1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書イに掲げる情報に相当せず、部分開示も相当ではない。

- 3 苦情申出人は、これらの不開示部分が、個人識別情報又は公にすることにより今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報とはいえない旨述べているが、不開示部分のそれぞれが不開示事由に該当する理由は上記のとおりである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年6月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月13日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 令和7年2月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 まず、文書1の受付日、文書3の起案日、受付日及び決裁日、文書4の1枚目の文書の作成日、同2枚目の文書の作成日、文書5の1枚目の起案日及び決裁日、同2枚目の文書4の作成日、文書6の1枚目の起案日、決裁日及び施行日、文書7の1枚目の起案日、決裁日及び施行日並びに同2枚目の文書の作成日及び文書4の作成日の各不開示部分には、見分の結果によれば、特定の日付がそれぞれ記載されているものと認められる。最高裁判所事務総長は、これらの記載は、解任等の措置という人事上の措置を検討し又は実施した時期が分か

る情報に当たり、これが公にされると、これらに係る判断の経過や手続等が明らかになり、今後の人事管理に係る事務の適正な遂行や、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。確かに、各日付を公にすれば、事案の発生から解任等の判断に至るまでの具体的な経過や手続が明らかになるものと認められる。そうすると、上記各不開示部分を公にすることにより、今後、同種の処分ないし措置に係る調査に支障が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨の上記説明は、その合理性を否定することまではできない。したがって、上記各不開示部分は、法5条6号ニに規定する不開示情報に相当する。

- 2 次に、文書1の件名の不開示部分には、見分の結果によれば、対象労働審判員の個人情報に当たる特定の記載がされているものと認められるところ、この記載は、文書1の開示されている他の記載（福岡地方裁判所の労働審判員であり、一定の人事上の措置の対象となった者であること）や、その他の情報と照合することにより、対象労働審判員を識別することとなる情報であると認められ、法5条1号の個人識別情報に相当する。そして、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、労働審判員について解任等の措置を検討し、又は実施した事実は公表されていないものと認められるから、当該情報が同号ただし書イに掲げる情報に相当するとは認められない。
- 3 さらに、文書2の標題、本文、記1の任命年月日及び記2の記載全て、文書4の1枚目の任命年月日、名簿番号、適用条項及び添付書類の名称、文書4の2枚目の文書の作成日以外、文書5の2枚目の適用条項及び労働審判員の氏名、文書6の2枚目のうち「1 被処分者」及び「2 処分の理由」の各記載、文書7の2枚目の適用条項及び対象労働審判員の氏名の不開示部分には、見分の結果によれば、対象労働審判員の氏名又はこれと一体となるその他の個人情報が記載されているものと認められる。これらの記載は、文書ごとに、氏名等の特定の個人を識別できることとなる部分又はこれと一体として法5条1号に定

める個人識別情報に相当する情報であり、上記2記載のとおり、同号ただし書イに相当するとも認められない。さらに、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いても、具体的な記載内容を踏まえると、対象労働審判員の特定につながるおそれがあるなど、当該個人の権利利益を害するおそれがないとはいえないことから、取扱要綱記第3の2に基づく部分開示も相当ではない。

したがって、上記不開示部分は、いずれも法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 4 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙 1

- 1 供覧票（最高裁行二第 6 号。添付文書を含む。）
- 2 供覧票（最高裁人総第 1 1 2 8 号。添付文書を含む。）
- 3 決裁票（最高裁人総第 1 1 2 9 号。添付文書を含む。）
- 4 決裁票（最高裁人総第 1 1 3 0 号。添付文書を含む。）
- 5 決裁票（最高裁人総第 1 1 3 1 号。添付文書を含む。）

別紙 2

- 1 最高裁行二第 6 号（別紙 1 記載 1 の文書の 1 枚目。以下「文書 1」という。）のうち受付日及び件名の黒塗り部分
- 2 福岡高裁人第 2 2 5 号（別紙 1 記載 1 の文書の 2 枚目。以下「文書 2」という。）のうち標題の黒塗り部分、本文の黒塗り部分、記 1 の任命年月日及び記 2 の黒塗り部分
- 3 最高裁人総第 1 1 2 8 号（別紙 1 記載 2 の文書の 1 枚目。以下「文書 3」という。）のうち起案日、受付日及び決裁日
- 4 福岡地裁総第 1 3 8 号（別紙 1 記載 2 の文書の 2 枚目以降。以下「文書 4」という。）の 1 枚目のうち文書の作成日、任命年月日、名簿番号、適用条項及び添付書類の名称
- 5 文書 4 の 2 枚目のうち文書の作成日及びその他黒塗り部分全て
- 6 最高裁人総第 1 1 2 9 号（別紙 1 記載 3 の文書。以下「文書 5」という。）の 1 枚目のうち起案日及び決裁日
- 7 文書 5 の 2 枚目の黒塗り部分
- 8 最高裁人総第 1 1 3 0 号（別紙 1 記載 4 の文書。以下「文書 6」という。）の 1 枚目のうち起案日、決裁日及び施行日
- 9 文書 6 の 2 枚目のうち「1 被処分者」の黒塗り部分及び「2 処分の理由」の黒塗り部分全て
- 10 最高裁人総第 1 1 3 1 号（別紙 1 記載 5 の文書。以下「文書 7」という。）の 1 枚目のうち起案日、決裁日及び施行日
- 11 文書 7 の 2 枚目の黒塗り部分